

〈資料〉

【解題と翻刻】

江戸時代中期の人形浄瑠璃興行に関する史料『安永六年豆苧柿木村祭礼中諸入用帳』の紹介

一、はじめに

『安永六年豆苧柿木村祭礼中諸入用帳』（以下『安永六年祭礼入用帳』）は、伊豆国田方郡本柿木村の名主、土屋家に伝来した一連の文書（土屋甚右衛門氏所蔵資料）の中の一点で、安永六年（一七七七）正月二十八日に本柿木村で開催された祭礼操興行に関する記録である。

この祭礼記録は、二〇二二年三月発行の『昭和女子大学大学院 生活機構研究科紀要』三十一号に三上芳範・大谷津早苗（研究ノート）「伊豆国本柿木村の人形浄瑠璃興行をめぐって」において紹介した。ただし、この研究ノートでは、紹介は人形浄瑠璃関連の記事の一部に留まり、取り上げていない人形浄瑠璃関連の内容や、人形浄瑠璃興行のための準備、祭礼全般の運営・準備、当日の様子、人形浄瑠璃を含む祭礼に関わった村人の暮らしなど、本史料からは、多くのことが読み取れる。よって、ここに全文を翻刻し、先の研究ノートでは取り上げていない注目をあげる。

本史料は江戸時代中期、農山村部における人形浄瑠璃興行に関わる

詳細な記録として価値がある。

『安永六年祭礼入用帳』については研究ノートでも紹介しているの
で、そちらにしつつ、まず現在に至る経緯を簡潔に記す。

管見では、土屋甚右衛門氏所蔵資料の最初の調査は、昭和五十二年（一九七七）七月に、東洋大学近世史研究会を中心とする調査団（以下「調査団」）の調査である。この折、概要が把握され調査成果として『土屋文書目録（一）』（東洋大学文学部紀要、第三一集、一九七七）²、『土屋家所蔵文書目録（二）』（アジア・アフリカ文化研究所研究年報、一九七七）³、『土屋家所蔵文書目録（三）』（アジア・アフリカ文化研究所研究年報、一九七八）⁴、『土屋家所蔵文書目録（四）』（東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報、通巻第一四号、一九七八）⁵という四冊の目録が作成された。しかし、目録となったものは資料全体のうち冊物と調査団が判断したものに限られており、一紙物等を含めた総点数については不明で、現在、伊豆市において確認作業を進め

三 上 芳 範

ている。

この目録のうち、『土屋家所蔵文書目録(三)』の八三頁に、整理番号R37『祭礼中諸入用帳』が掲載されている。その後、土屋甚右衛門氏所蔵資料は、昭和六十年代に実施された静岡県史編纂の際、その一部がマイクロフィルムに映像保存し、静岡県歴史文化情報センターにて閲覧可能となった(マイクロフィルムの『安永六年祭礼入用帳』請求番号は35003-9-87)。

土屋甚右衛門氏所蔵資料は、令和元年(二〇一九)十月二十八日に、筆者が『安永六年祭礼入用帳』の複写を静岡県歴史文化情報センターに依頼した際に、所有者の許諾のため、同センターが土屋家に問い合わせたことをきっかけとして、土屋家から県に対する寄贈の話に発展した⁶⁾。寄贈の受け入れとその後の管理について、県と伊豆市が協議の上、一括して伊豆市で所蔵管理することになり、令和四年(二〇二二)七月十四日に、伊豆市に寄贈された。資料は伊豆市の中伊豆支所資料倉庫に収蔵・管理されている。

なお、本資料を所蔵していた土屋家は、本柿木村を中心に中伊豆に勢力を有した狩野氏の一族ないし郎党の末裔という家伝を有する一族である⁷⁾。江戸時代を通じて本柿木村の名主や村役人の地位を占めており、特に江戸時代後期に、本柿木村で盛んに生産された材木・木炭・椎茸の売買で財産を形成した富農であったことが、本資料の記録からも分かる。

本史料は『静岡県史 資料編12 近世四』(一三五～一四五頁⁸⁾)に翻刻されているが、一部、未翻刻の部分がある。未翻刻は、十五丁裏三行目以降の部分で「村割覚」の大半にあたる部分である。未翻刻を含め、この度、翻刻した。

また『静岡県史通史編4近世二』(六六五頁及び六六七頁⁹⁾)には、

(前略) 同六年正月田方郡柿木村(天城湯ヶ島町)の祭礼中諸入用帳も、前年の祭礼に人形頭や衣装を買い求めての興行がされたことを示している。

(中略)

安永六年(一七七七)、田方郡柿木村(天城湯ヶ島町)の入用帳から、前年の祭礼での人形操り挙行が知られることは前に記した。舞台の前には座敷(棧敷)がしつらえられ、それぞれの利用者が割り当てられていた。その第一番は「村々若者」に当てられていた。他村の若者の観覧が、「最上の席を用意して予定されていたのは、若者中心の運営であったことのあらわれでもあり、また他村若者との連携を思わせる。祭礼の余興が若者主体でなされることは、多くの例が共通して示す所だが、(後略)

と、村芝居の様相と若者たちの交流を示す資料として、紹介している。

繰り返すが、県史の紹介する内容以外にも興味深い内容があり、研究ノートでは、(一)三番叟の上演準備、(二)人形かしら購入と上演演目に関して、(三)人形の材料・製作修理用具の購入に関して、(四)人形衣裳の購入・輸送に関して、(五)人形浄瑠璃興行に際しての謝礼について、(六)見物席の座敷割についての五点について取り上げ、検討した。本稿では、研究ノートにも収録していない注目点をあげる。

二、書誌について

本史料については、令和三年(二〇二二)七月二十八日、中伊豆支所資料倉庫で原本調査を行った。一冊の横帳で、法量はタテ三五・〇

センチ、ヨコ一・五センチ、厚さ〇・八センチである。現状は、固着や虫食が激しいため、法量の計測のみに留めた。丁数はマイクロフィルムで数えられる範囲では、表紙別で、十七丁半、裏表紙は無い。翻刻もマイクロフィルムの方を使用した。

三、『安永六年祭礼入用帳』における注目点

表紙には表題「祭礼中諸入用帳」と、祭礼実施の年月である「安永六年」「酉ノ正月吉日」が記されている。そして「世話人」として「友右衛門／助四郎／源四郎」の三名の名前が記されている。うち「友右衛門」は本柿木村の安永六年当時の名主であり、土屋甚右衛門氏所蔵資料の伝来した土屋家の当時の当主である。

『安永六年祭礼入用帳』の構成は次の通りである。なお、「」は内題、() 内は『静岡県史 資料編12 近世四』の掲載頁である。

ア 「覚」 次の①～③の購入・支出記録（一三五頁下段十二行目～一四二頁下段五行目）

① 江戸における人形道具・衣装等の購入記録

② 人形かしらの購入記録

③ その他の祭礼に係る支出記録

イ 「礼覚」 出演者謝礼の記録（一四二頁下段七行目～一四三頁下段一行目）

ウ アとイの合計額から収入を差引いた記録（十一丁裏十一行目～十三丁目表一行目）

エ 「座敷割之覚」 祭礼の座敷割付表（一四四頁上段十八行目～一四五頁下段七行目）

オ 「村割覚」 村民に負担を割当てたと考えられる表（一四五頁下段九行目～同十行目）

※「覚」・「礼覚」・「座敷割之覚」・「村割覚」は『安永六年祭礼入用帳』の中にある題である。

研究ノートにあげた以外の注目点については以下の通りである。

1、本史料の九丁裏十七行目から二十一行目と十丁表一行目から三行目には、中古の人形道具を購入した記録が確認できる。

該当箇所を抜粋すると

（九丁裏十七行目～二十一行目）

七
一疋ノ七百文 人形

頭古衣

しやう

三ツ代

（十丁表一行目～三行目）

一疋貫文

古人形

古衣しやう

三ツ

前者は人形のかしらと中古の衣裳が揃って三ツということ、後者は中古の人形かしらと中古の衣裳が三ツなのか、それぞれ三ツなのか、曖昧な点はあるものの、ここにあげた人形道具については、江戸における購入記録ではない箇所に記載されているため、本柿木村周辺においても中古の人形道具が売買されていたことを証するものと考えられる。中古の人形道具が売買されていたということは、本柿木村以外

にも操興行を行っていた村が存在した可能性を示しており、実際に安永七年（一七七八）の『花觸てう』¹¹には本柿木村以外の村における操の存在が記録されている。

また、新品と思われる人形を伊豆国君沢郡修善寺村において購入した記録が四丁表十一行目から十三行目に確認できる。

修善寺村

一金壹分ト 人形代

壹貫文 二ツ

「人形代」が人形のかしらのみなのか人形一体人揃えなのかは分からないが、中古の場合には「古人形」と記述される例があることから、中古ではない人形の購入記録と考えられる。伊豆半島の中央部に位置する修善寺村でも中古ではない人形道具の売買があったことを示す記録であり、伊豆半島における人形浄瑠璃の展開において注目すべき記録であると考えられる。

2、本史料の四丁裏行目から五丁裏二十一行目にかけて、人形衣裳の材料と思われる記録が確認できる。

該当箇所を抜粋すると

(四丁裏十六行目～二十行目)

一壺メ式百五十文 浅ぎ

きぬ半反

しろぎぬ

一壺メ式百五十文 白きぬ

半反

(五丁表一行目～十三行目・十六行目)

一壺メ三百五十文 もみ

半反

一百五十文

大ど

壺メ目

一百文

ふのり

大小式枚

百

大

一五拾文

はり

式疋

一式百廿四文

銀紙

五枚

一百文

花かんざし

六本

(中略)

一三百五十文

浅糸代

(五丁裏九行目～二十一行目)

一七百五拾文

さらし

壺反

一九百五拾文

あかね

壺反

半

一七百五拾文

あさぎ

さんば衣しやう

一壺メ百文

あをそ代

五

一 壱メ■百文 びんらうじ

貳反

一 壱メ文 白木綿

貳反

「浅き(浅黄か)」「白きぬ(絹)」「あかね(茜)」「びんらうじ(檳榔樹)」等、色や材質を指定して人形衣裳の材料を購入している。「大ど(黄土色か)」「あをそ(青苧)」はそれぞれ染料で、衣裳を染めるために購入されたものと考えられるだろう。本史料二丁裏九行目から二丁表四行目には衣裳を江戸で七十二品も購入している記録があるが、修繕や自作のために人形衣裳の材料も準備していたと考えられる。

3、本史料の六丁表二行目から八丁表十八行目にかけて、「水油」購入の記録が繰り返し表れている。
該当する箇所を抜粋すると

(六丁表二行目～七行目・十行目・十一行目・十三行目・十五行目)

正月七日

水油壹升

正月三日

同三合

正月九日

同壹升

正月十二日

水油壹升

一 五百文 水油壹升
一 五百文 水油壹升

(六丁裏四行目～七行目・十一行目～十二行目・十四行目～十五行目)

廿一日

水油壹升

廿三日

水油壹升

去十月廿二日

水油四合

十一月四日

水油壹合

(七丁表五行目～六行目・八行目・十一行目～十二行目)

十一月廿七日

水油五合

十二月六日

かいじやくし

つけき代

(八丁表七行目～八行目・十七行目～十八行目)

十二月廿四日

水油代

大晦日

水油壹升

一 五百文

右の通り水油が頻繁に購入されているということは、人形浄瑠璃の準備や稽古が夜間に行われていたことを意味するものと考えられる。本柿木村の人たちは、日中の農作業の障害になるような準備や稽古の日程は組まなかつたのであろう。最も古い水油の購入記録は六丁裏十

一行目の「去十月廿二日」の「一貳百文 水油四合」であるが、購入量も購入頻度も祭礼興行の日に向けて次第が増えており、正月十二日には、一日の購入量の合計が最も多い三升を購入している。これは夜の準備や稽古が深夜に至ったからではないかと思われる。水油の記録から、村人たちの稽古への熱気が次第に高まっていくように見える。ところが、祭礼前日や当日には水油の購入記録が無い。これは祭礼興行自体が日中に行われたことによるものと考えられるだろう。

4、本史料の十四丁裏五行目から十五丁表三行目に「立合人」として列記されている十五人は、安永六年の祭礼運営を担った村人たちの名前と考えられる。

表紙に現れる「世話人 友右衛門／助四郎／源四郎」の三名が、それぞれ「立合人」の一番目、十番目、五番目に記され、九丁裏三行目に現れる「せわ人 勘右衛門」が「立合人」の六番目に記されていることから「立合人」の一部は世話人であったと考えられる。「立合人」は「右之者共立合／座敷割仕候以上」とあることから、祭礼時の座敷割を決めるために立ち合った村人たちであることが分かるが、座敷割は祭礼における重要事項であることから、他の祭礼に係る重要事項についても、この「立合人」の合議によって決定されていた可能性がある。

5、十四丁裏以降の「村割覚」は『静岡県史 資料編12 近世四』において、翻刻されなかった部分である。

「村割覚」の内容は、村人のうち祭礼開催に賛成した有志が、祭礼費用を出資した記録と考えられる。記録の内容は①出資額と②支払った人物の名前のみで、記録されている件数は六十四件を数える。一件

当たりの出資額の最高額は三百文（三件、全体の四・七％）であり、最低額は五十文（十三件、同二〇・三％）である。出資額が二百文（十六件、一五・〇％）と百五十文（十八件、二八・一％）の件数が多く、合わせて五三・一％と半数を超える。

この「村割覚」には、先述の「立合人」十五人中源四郎ら六人の名前が確認できる。「世話人」の源四郎・勘右衛門の名もある。しかし、同じ「世話人」の友右衛門と助四郎の名前は現れない。友右衛門は十二丁裏四行目に「金壺両」を拠出した記録があり、名主として特別な出資を求められていた可能性があるが、助四郎の出資の有無は、本史料からは確認できない。また、十七丁表一行目に現れる太右衛門は、安永七年（一七七八）十月以降に本柿木村の名主になっている人物である。¹³「村割覚」で出資に応じた村人たち全員の名、村内での地位は明らかにできていないが、一件当たりの出資額を抑えて、多くの村人が出資する形で祭礼費用を集めようとしていた可能性がある。

しかし、翌安永七年の『祭礼諸入用勘定割覚帳』では、「村方分請取之巻」として十五件の記録があり、一件当たりの出資額も金壺分（三件）、三貫五百文（三件）と高額になっている。祭礼操興行に係る費用をどのように負担するかについて、その考え方が、安永六年と翌七年とで大きく変更されたものと考えられるだろう。

先の研究ノートに加え、右記の記事の内容は、農山村地域における祭礼及び祭礼での人形浄瑠璃興行の様相を物語るものといえるだろう。

四、翻刻

凡例

一、本文は、伊豆市蔵『安永六年祭礼中諸入用帳』について、静岡県が県史編纂事業時にマイクロフィルム化し、静岡県歴史文化情報センターが所蔵しているものを底本として翻刻したものである。翻刻にあたっては、底本に忠実であるように努めつつ、以下の方針をとった。

一、漢字は原則として通行字体とした。

一、変体仮名はひらがなに改めた。ただし、「ち(より)」はそのままとし、「江」はそのまま小文字とした。

一、改行は原文通りとした

一、本文の意味不明箇所は(ママ)とした。

一、文字の判読が出来ない字は■とした。

一、本文の見せ消は傍点で示し、訂正がある場合は右傍に付した。

一、行取りは原本通り。丁の変わり目に丁数とその表裏を表示した。

(表紙)

安永六年 豆腐柿木村

祭礼中諸入用帳

友右衛門

酉ノ正月吉日

世話人 助四郎

源四郎

(1オ)

覚

一小鞆 式槌

代廿式目五分

代十七匁五分

二口メ銀四拾目

代金貳分^ト

九百拾六文

一人形頭

五ツ

代金壹分^ト

四百五拾文

一さめかわ

代百拾六文

一胡粉式袋 壹袋

五百目入

代貳百拾貳文

(1ウ)

一あみ毛

六枚

代貳百文

一上すきにかわ

五十匁

代八拾文

一中すきにかわ

廿匁

代拾六文

一たん

廿匁

代五拾文

一人形衣しやう

四拾三品

色々有

代金拾兩貳分也

(2才)

一人形衣しやう

式拾九品

色々有

代金貳両貳朱

一金壹分

右金子壹分ハ衣しやうの儀
方々聞合手引致候方へ

礼金ニ仕候

一つら

壹ツ

代三百五拾文

一同

壹ツ

代貳百廿四文

一百六十四文

是ハ金切レ有之

引ケ申し

(2ウ)

一五拾文

是ハ日本橋

鉄ほうず迄

だちん

一三番叟

壹通

御面貳ツ

三番頭壹ツ

翁頭非壹ツ

千歳頭壹ツ

メ五ツ

代金三分也

(3才)

一本田治郎

よこめまみあかり

代金壹分ト

三百五拾文

一亀井六郎

より目まみあかり

まつがみかつら付

代金壹分貳朱

一泉三郎

よこ目

代金壹分ト

貳百五拾文

一後藤兵衛

目くり

髮熊の毛

代金壹分ト

貳百文

(3ウ)

一権之守兼房

一源義経

一門八

一しづか御ぜん

一高野谷

一 鶺鴒
 一 せき女
 一 貞松尼
 メ八ツ
 壱ツニ付代九百五十文宛
 代七貫六百文
 (4才)
 一 大三郎
 一 徳女
 メ二ツ
 代壱貫四百文
 一 百七拾弍文 本代
 是ハ市山へ返進仕候
 惣メ金拾七両三分ト
 五百三十八文
 江戸
 一 金弍分 露金
 修善寺村
 一 金壱分ト 人形代
 壱貫文 二ツ
 一 五貫文 まく木綿
 拾反
 (4ウ)
 まく
 一 金三分弍朱 染代
 一 金壱分 三味線

五百文 糸代
 一 八百五拾文 中入綿
 代
 一 六拾四文 とうしみ
 代
 一 四百五十文 帯代
 大
 一 六拾四文 ちやわん
 三ツ
 四百五十文
 一 四・五・十文 多葉料
 四・ 弍斤
 一 壱メ弍百五十文 浅ぎ
 きぬ半反
 しろぎぬ
 一 壱メ弍百五十文 白きぬ
 半反
 (5才)
 一 壱メ三百五十文 もみ
 半反
 一 百五十文 大ど
 壱メ目
 一 百文 ふのり
 大小弍枚
 百 大
 一 五拾文 はり

一五十五文 取ゆ油代

廿一日

一五五文 半紙五状

廿三日

一五五文 水油壺升

一五五文 水油壺升

一五五文 代

一百廿五文 半紙代

去十月廿二日

一武百文 水油四合

一十三文 紙壺状

十一月四日

一百文 水油壺合

一十壺文 半紙代

一百六十文 常糸代

(7才)

一三十式文 市山村へ

平之様向いの

人足ちん

一金壺分 あわせ代

百文 座頭分

一壺メ三百六十式文

清弥分

一七五十九文 たび其外ノ物

友右衛門

秀鳥

道部へ参り

候節酒代

だちん

座頭送り

人足代

太薬料

式斤

半紙二状

太夫様

取ゆ油

(7ウ)

一廿四文

一武百文 味曾

十一月廿七日 壺メ目

一武百五十文

一五十五文

十二月六日 水油五合

一武百文 たる壺ツ

道部へ

酒代

一十式文

かいじやくし

つげき代

一六百文 藤右衛門

ひきやく

ちん

一四拾四文

半紙代

一五十七文

中人綿

(8オ)

一三百文

人形衣しやう

一五百文

舟方へ酒代

一三百五十文

道部ち

十二月廿四日

だちん

一貳百五十文

多葉料

十二月廿七日

代

一貳百五十文

水油代

一四百分

やさひ代

同

平治郎へ

一貳百文

渡し

一八拾四文

味曾代

大晦日

手拭代

一五百文

太夫分

(8ウ)

水油壺升

同

ぜに小使

一百文

大夫様へ

同

一六十六文

半紙

一百十六文

味曾六百匁

一貳百五十文

おかし

一四百文

代

一貳百五十文

味曾

一五拾文

式メ目

一貳百七拾貳文

しやうゆ

一五拾文

式升五合

一貳百七拾貳文

味曾五合

一壺メ貳百文

くず紙

一百文

壺わ

(9オ)

もち米

一貳百文

代

一貳百文

酒代

一三百文

勝右衛門へ

一貳百文

可渡分

一三百文

杉板代

一百文

きり板

一貳百文

代

一貳百文

しやうゆ代

一貳百文

源四郎

一貳百文

文右衛門

一貳百文

まさ代

一貳百文

幸四郎

一、五百五十文 同入用
たばこ

壱きん半

正月五日と廿一日

一、五百文 道部だちん

正月二日

一、五百文 酒代

一、百五十拾文 くき代

同

一、三百文 かずら

代

一、百文 びやうくき

代

(9ウ)

一、百文 善八殿

出入口代

せわ人勘右衛門

一、三 惣兵衛殿

代三百文 出入口代

せわ人勘右衛門

一、百十六文 日用

入用

一、金壹分 入湯入用

八百文

佐助様庄八様修善

寺

一、五百文 ゆ入用
道部だちん

一、百五十文 紙代

祭礼中

七

一、壱ノ七百文 人形

頭古衣

しやう

三ツ代

一、百十貳文 十文

たび

百

一、六十四文 十文

紺たび

太夫立

分

ノ金廿八兩ト

百十九文

(10オ)

一、壱貫文 古人形

古衣しやう

三ツ

一、三百文 上嘉助殿

花出入酒代傳七ニ

渡し

一、三百文 同入用彦四郎

- | | | |
|---------|------------|----|
| 一百文 | すミ筆代 | 渡し |
| 一百文 | 青羽根村若者 | |
| | 江見舞 | |
| 一壹貫文 | むしろ代 | |
| 内 | | |
| 残 四百文分 | 売り | |
| 六百文 | | |
| 一貳百文 | 寺ノばばニ | |
| | 札 | |
| 一三百文 | 灰貳俵代 | |
| 一百文 | 吉五郎酒代 | |
| | 大仁伊二郎ニ渡 | |
| 一米壹俵 | 内半俵もち米 | |
| | ノ半俵うる | |
| | 壹俵定日入用 | |
| 是迄 | 代金壹貫九百三十貳文 | |
| (10ウ) | 惣ノ金貳拾九両 | |
| 礼覚 | | |
| 大坂 | | |
| 一金三兩 | 増太夫 | |
| | 何条 | |
| 一金貳両 | 新蔵 | |
| 道部 | | |
| 一壹両 | 座頭 | |
| | 吉田 | |
| 一五百文 | 勘太夫 | |
| 一五百文 | 富弥 | |
| | 修善寺 | |
| 一金壹分 | 嘉兵衛様へ | |
| | 札肴代 | |
| 一四百文 | 同よう | |
| | 酒代 | |
| | 道部 | |
| 一金貳分 | 庄八 | |
| | 道部 | |
| 一つむぎ壹反 | 條助様 | |
| 代金貳分也 | | |
| (11オ) | | |
| | 道部 | |
| 一金貳分 | 酒代 | |
| 一貳百三十貳文 | 伴助 | |
| | 湯ヶしま | |
| | 酒代 | |
| 一貳百三十貳文 | 熊坂酒代 | |
| 一壹ノ貳百文 | | |
| 一酒壹升 | 丈助様 | |
| しい竹壹升 | | |
| ノ代二百七十文 | | |

一右之通り 喜助様

代二百七十文

一右之通り 惣六郎様

(11ウ)

一百五十文 庄八様

酒代

一百五十文 名主様へ

酒代

一貳百文 酒代

小使

一金壹分 地代

式朱

メ金八両貳分下

壹メ八十八文

惣メ金三拾七両貳分

貳分

内 鑿壹メ八十八文

内

金貳拾両 村金

利三両

(12オ)

金七両二分 荷寄

三貫八百五拾六文

上分かけ銭

貳貫

貳貫五百廿四文

中分かけ銭

貳貫七百文

下分かけ銭

外^二

金壹分 伴助

礼金

若者^ら受取

引方メ金三拾貳両

壹分下

五百七十文

指引

金五兩下壹分下

五百拾八文

金壹兩下 西ノ利

三百七十壹文

(12ウ)

合金■六兩壹分下

八百八拾九文

内

金壹兩 友右衛門殿

金壹兩 上柿木

壹分三朱

金貳分下 中村

貳百廿四文

金貳分下 下分

壹貫貳百五十文

- 四口ノ金三両壹分ト
壹貫四百
- 七拾貳文
- 指引 五■三
金■両貳分ト
- 六
■百四拾一文
不足
- (13才)
此分戌ノ九月帳ニ入
- (13ウ)
座敷割之覺
- 第一だん 村々若者
座敷
- 第二 名主屋敷
組頭
- 第三 百姓代
座頭
- 第四 惣役者
座敷
世話やき
とうどり
- 役者ニ不出若者
共
- 第五 並ニ村古き
家筋役
- 休居候方々
(14才)
- 第六 惣村中
座敷
- 大龍寺
右左上座敷
法泉寺
太夫
しなん人
通り者
龍源寺
村々役
并ニ座敷
座元
とう取
世話やき
座敷
- 右之通始年
此之通り座敷
割仕候間例格ニ
(14ウ)
- 可仕候以上
正月廿八日
興行仕候
立合人
友右衛門
重左衛門

茂右衛門

藤右衛門

源四郎

勘右衛門

吉五郎

友治郎

庄助

助四郎

瀧右衛門

惣吉

(15才)

半左衛門

熊治郎

宇兵衛

右之者共立合

座敷割仕候以上

(15ウ)

村割覚

一式百文 源四郎

一同 吉五郎

一同 勘右衛門

一同 友次郎

一式百五十文 恒右衛門

一式百文 弥四郎

一百五十文 与右衛門

一同 傳七郎

一式百文 文右衛門

越シ (種カ)

一百五十文 ■兵衛

一同 市右衛門

一式百文 嘉兵衛

一五十文 五郎兵衛

(16才)

一同 平四郎

一同 弥七

一同 与市

一百五十文 伊右衛門

一同 半右衛門

一式百文 三郎右衛門

一同 三四郎

一同 九郎右衛門

一百五十文 半右衛門

一同 仁右衛門

一同 庄助

一同 作兵衛

一式百文 平八

一五十文 久右衛門

(16ウ)

一同 善六

一同 善右衛門

一百五十文 善四郎

一同 与助左衛門

一 式百文	七郎左衛門
一 百文	幸次郎
一 五十文	七郎兵衛
ノ四貫八百文	
(17才)	
一 三百文	大右衛門
一 同	百右衛門
一 同	与助右衛門
一 百文	次郎
一 同	善 <small>(又は兵)</small> 右衛門
一 同	勝右衛門
一 百五十文	惣右衛門
一 同	五右衛門
一 同	■右衛門
一 百文	彦右衛門
一 式百文	嘉右衛門
一 百文	り左衛門
一 式百文	嘉し
(17ウ)	
一 百文	弥兵衛
一 式百文	伊右衛門
一 百文	忠左衛門
一 八十文	茂右衛門
一 五十文	市郎右衛門
一 同	又右衛門
一 同	文蔵

一 同	三右衛門
一 百文	七左衛門
一 式百文	三左衛門
一 式百五十文	十左衛門
一 百文	万次郎
一 百五十文	藤右衛門
一 百五十文	藤右衛門
一 百五十文	利左衛門
(18才)	
一 百文	藤四郎
一 五十文	けし
ノ四ノ三百文	

〔付記〕

史料調査にあたり、土屋家御当主の土屋友茂様、静岡県立中央図書館歴史文化情報センター飯塚晴夫様、静岡県立中央図書館調査課仲村修也様、伊豆市教育委員会教育部社会教育課中村伸吾様、同課堀江貴弘様、学芸員松本由奈様、伊豆市文化財保護審議委員橋本敬之様の御高配を賜りました。記して御礼申し上げます。

注

- (1) 現在の静岡県伊豆市本柿木。
- (2) 千葉栄・佐藤俊雄、東洋大学文学部発行。なお千葉栄は当時東洋大学教授、佐藤俊雄は同大学助手として調査団を引率する立場にあった。
- (3) 千葉栄・佐藤俊雄、アジア・アフリカ文化研究所発行。
- (4) 千葉栄・佐藤俊雄、アジア・アフリカ文化研究所発行。

- (5) 千葉栄・佐藤俊雄、アジア・アフリカ文化研究所発行。
 (6) 令和四年九月十三日、土屋家に対する聞き取り調査における、土屋友茂氏の証言による。

(7) 令和四年九月十三日、土屋家に対する聞き取り調査における、土屋友茂氏の証言による。

(8) 静岡県編・発行、一九九五。

(9) 静岡県編・発行、一九九七。

(10) 土屋甚右衛門氏所蔵資料にある『安永六年西十一月日たつ川橋入用帳』(未翻刻)表紙に「名主 友右衛門」とある。

(11) 『花觸てう』(未翻刻)は、土屋甚右衛門氏所蔵資料にある史料の一つで、安永七年(一七七八)九月二十日に、本柿木村で祭礼操興行が行われた際の祝儀受付簿である。その五丁目裏三行目から五行目に以下の記録がある。

一 酒壱ツ □□□之操

(若カ)「」

惣役者中(被下カ)

この記録から、本柿木村の近くの村で操を演じていた村あるいは地域が存在し、本柿木村の「惣役者中」との繋がりがあったことが考えられる。

(12) 本史料の九丁目裏十七行目から二十一行目と、十丁目表一行目から三行目の二例が確認できる

(13) 土屋甚右衛門氏所蔵資料にある『安永七年戌十月伊豆国田方郡本柿木村差出帳』(未翻刻)の五丁目裏四行目から八行目に以下の記録がある。

伊豆国田方郡

本柿木村

安永七年

名主

太右衛門

戌十月日 百姓代 友右衛門
 松永御役所

この記録から、安永七年(一七七八)十月には、名主が友右衛門から太右衛門に交代していたと考えられる。また、退任した友右衛門は百姓代として太右衛門を支える立場になっていたと考えられる。

(みかみ よしのり 生活機構学専攻 2年)

受理年月日 令和4年9月30日
 審査終了日 令和4年12月7日